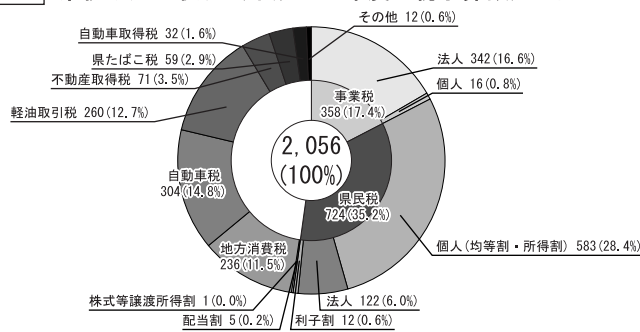


給与所得者の個人住民税は、 特別徴収 **給与天引き** で納めましょう！

県と市町村では、個人住民税の「特別徴収」を行っていない事業主の方へ、特別徴収への移行をお願いしています。平成25年度からは、特別徴収を行っていない事業主の方に対して、「特別徴収義務者」として指定を行い、給与天引きによる特別徴収を進めていきます。

図1 県税収入の状況（平成24年度当初予算額）：単位億円



個人の市町村住民税と個人住民税を合わせて「個人住民税」と呼んでいます。個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が徴収しています。個人住民税のうち、個人住民税は、宮城県県税収入の28.4%を占める貴重な

個人住民税とは？

な財源となっております。現在は震災復興のためにも使われています(図1)。

個人住民税の納め方

給与所得者の個人住民税は、事業主(給与支払者)が給与から天引きして、従業員(納税義務者)に代わって市町村に納入する「特別徴収」をすることが、法律や条例により、義務付けられています(図2)。

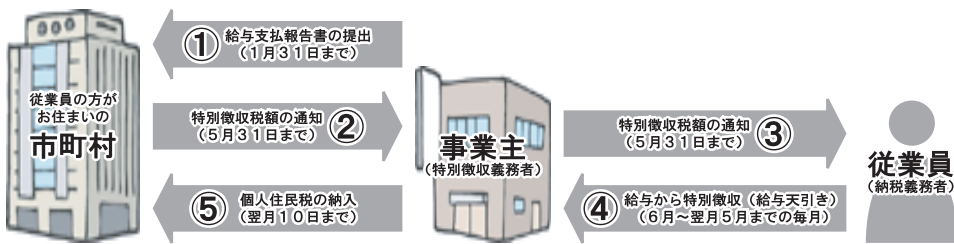
従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙などを理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

特別徴収への移行を

県内では、本来、事業主の方が特別徴収により納めるべき個人住民税を、給与所得者の3割の方が、自ら直接窓口に向いて納付しているのが現状です。

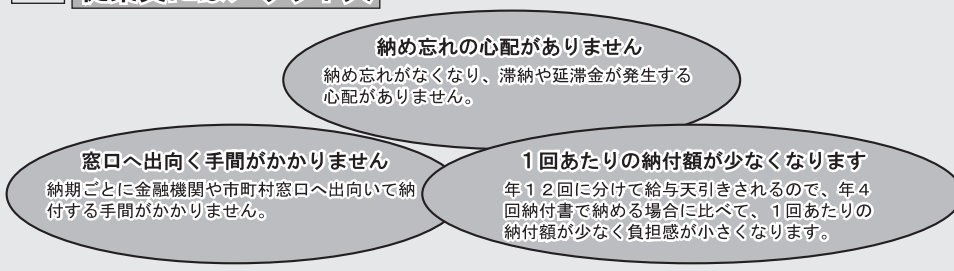
このような状況を改善するために、県では市町村と共同して、特別徴収を行っている事業主の方へ「特別徴収義務者」になるよう

図2 特別徴収による納税のしくみ ～個人住民税が給与天引きになります～



お願いしています。平成25年度からは、県内市町村で特別徴収義務者指定の手続きを進め、特別徴収への移行を進めていきます。特別徴収することにより、従業員の方には、納税のた

図3 従業員にはメリット大



めに窓口へ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります(図3)。事業主の方にも、従業員の方にも、特別徴収についての御理解と御協力をお願いいたします！

特別徴収の制度に関すること
 県税務課 TEL 022(211)2326
<http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>

特別徴収の手続きに関すること
 従業員がお住まいの市町村
 (個人住民税の課税担当課)